

- ・ 郵送やインターネットを利用した税の申告書の提出にご協力ください… 2面
- ・ 自転車用ヘルメット購入費補助の申請期限が迫っています… 2面
- ・ ペットの飼い主の皆さんへ 飼育マナーとルールの確認を… 5面
- ・ 第4弾 歩くるめマップを使って歩こう! キャンペーン… 6面



契約トラブルで困った時は 消費者センターへ

市消費者センターでは、専門の相談員が公正な立場で、消費生活に関する相談を受け付けています。事業者との契約に疑問や不審な点がある場合やしつこい勧誘に困っているなど、契約トラブルでどこに相談していいかわからないときは、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。



まずは電話でご相談ください
市消費者センター
☎042・473・4505

受付時間 平日午前10時～午後4時
(正午～午後1時を除く)
対象 市内在住・在勤・在学の方
相談費用 無料(通信料は実費)

東久留米市消費生活
イメージキャラクター
つかっちゃん

同センターでは、問題解決に向けた情報提供や助言を受けられます。また、自主交渉が困難であっせんが必要な場合は、同センターが代わりに事業者と交渉することもあります。
注▼相談の際には、契約書やチラシ、スマホに残したスクリーンショットなど、相談に関する書類をご用意ください▼メールや手紙による相談、事業者からの相談は受付不可

消費生活に関する出前講座(講師派遣)

消費者被害を未然に防ぐため、自治会や地域の見守りを行っている方などの集いに相談員を講師として派遣しています。ご希望の方は生活文化課(☎042・470・7738)までお問い合わせください。

消費生活の正しい知識

拡大号

Q&A

広報紙および市報では、「消費生活の正しい知識Q&A」と題して、同センターに寄せられる相談事例を掲載しています。今回は、最近特に多く寄せられている相談についてご紹介いたします。トラブルに巻き込まれないために、正しい知識を身につけましょう。



市報

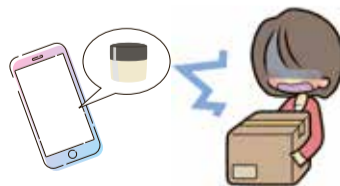


Q 昨日、訪問してきた事業者に「近所で工事をしていたら、お宅の屋根が傷んでいるのが見えた」「風で飛んだら隣近所に被害が出て大変だ」と言われ、屋根工事を契約しました。よく考えたら高すぎると思うので解約したいです。



A 訪問販売は契約日を含め8日間以内にクーリング・オフの通知を行うことで、費用負担なく契約を撤回できます。もし8日間を過ぎてしまっても、勧誘方法に問題があれば取り消すことができる可能性がありますので、早めに消費者センターへご相談ください。また、突然訪ねてきた事業者に「見積もりは無料」「損害保険を使って修理できる」「保険申請をサポートする」などと工事の勧誘を受けても、その場ですぐ契約せず、まずは信頼できる人や機関に相談しましょう。

Q SNSを閲覧中に出た広告を見て、美白クリーム初回特別価格500円を試しに注文したら、すぐ同じものが送られ、定期購入だったと気づきました。



A 通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。購入条件をよく確認して申し込みましょう。通信販売では、注文時の最終確認画面に取引条件や支払総額を明示するよう、義務付けられています。必ず確認し、確認画面のスクリーンショットを撮りましょう。

Q 「被災地支援のため義援金を集めています」という人が訪問してきましたが信用できますか。

A 公的機関が電話や訪問などで義援金を求めることはありません。支援する際は、募っている団体などの活動状況や用途をよく確認しましょう。

Q ゲーム中に出てきた広告から副業に応募し、遠隔操作アプリをスマホに入れました。「簡単に稼げる」と100万円を超えるFXの自動売買システムを勧められましたが儲かりません。



A 「簡単に儲かる」「借金してもすぐに元が取れる」という言葉を信じてはいけません。FXは金融商品取引法の登録を受けた業者でなければ行うことができず、個人間取引はできないので注意しましょう。

Q 物干し竿の移動販売で「2本で1,000円」というアナウンスを聞いて物干し竿を1本買った。「これは25,000円だ。2本で1,000円の商品は素材が違う」と言われ代金を請求されました。



A 契約書面は受け取りましたか? 「2本で1,000円」とアナウンスをして、実際は高価な商品を販売している場合は、訪問販売にあたる可能性があります。販売価格を確認して、納得できない場合にはお金を払わないようにしましょう。

郵送やインターネットを利用した 税の申告書の提出にご協力ください

▼市民税・都民税と作成コーナー＝課税課市民税係 ☎042・470・7777 (内線2333～2337)
▼所得税の確定申告書＝東村山税務署 ☎042・394・6811

市民税・都民税の申告と所得税の確定申告は、郵送やインターネットで行うことが可能です(下表参照)。

表 郵送などでの提出方法

税目	市民税・都民税の申告	所得税の確定申告
提出期限	3月15日(金)	
提出方法	郵送(※)	郵送(※)またはe-Tax 国税庁☎の「確定申告書等作成コーナー」から自宅などで確定申告書の作成が可能です。
送付先	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 市役所課税課市民税係	〒189-8555 東村山市本町1-20-22 東村山税務署
備考	前年度に提出している方には申告書を郵送でお送りしています。また、市☎からも印刷できます。	詳細は東村山税務署へお問い合わせください。また、国税庁☎で確定申告関連書類を掲載していますのでご利用ください。

※申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送してください。また、申告書控えの返送を希望の方は、返送先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■市役所での確定申告書作成コーナー開設

給与または年金収入のみの方の確定申告書をご自身で作成していただく作成コーナーを開設します。

☎ 2月16日(金)～3月15日(金)午前8時半～午後3時半(土曜・日曜日、祝日を除く)

📍市役所 2階特設会場

📝混雑回避のため入場制限を行います。混雑状況などにより受付終了時間を早める場合があります。会場の混雑状況は課税課公式SNSでお知らせします



市☎



国税庁☎
(確定申告書等作成コーナー)



国税庁☎
(確定申告書様式等)



課税課公式SNS

自転車用ヘルメット購入費 補助の申請期限が迫っています

☎管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

道路交通法の改正により5年4月1日から自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。市では、これに伴いヘルメット購入費を補助しています。5年度の申請期限が迫っていますので、ご希望の方は早めに申請をお願いします。



📅申請期限 6年3月31日(日)まで(窓口での受付は3月29日(金)まで)

👤対象者 申請日時時点で東久留米市に住所登録がある方
👤対象となるヘルメット 5年10月1日以降に購入したSGマークなどの安全基準を満たす新品の自転車乗車用のヘルメット

💰補助金額 購入金額の範囲内で上限2,000円(1人1回1個まで)

📌予算の上限に達した場合、早期に終了する場合があります

提出書類

- ①補助金交付申請書兼請求書(管理課窓口<市役所5階>または市☎からダウンロード可)
- ②ヘルメット購入時の領収書などの写し
- ③申請者および使用者の本人確認書類の写し
- ④振込先口座情報(通帳またはキャッシュカード)の写し
- ⑤SGマークなどの安全基準に適合していることが分かるもの

📧提出方法 郵送(〒203-8555、市役所管理課管理調整担当宛て)、同課4番窓口(市役所5階、閉庁日時を除く)または市☎の申請フォームで



市☎

国民健康保険税を滞納すると次の特別措置が適用される場合があります。滞納世帯等に適用される特別措置

2月29日(木)納期限	
納期内納付にご協力ください 納税課 ☎042・470・7729	
固定資産税・都市計画税	第4期
国民健康保険税	第8期
後期高齢者医療保険料	第8期
介護保険料	第8期



認可外保育施設のご案内
国民健康保険税を滞納する場合は、必ず保険年金課(市役所1階)および納税課(同2階)へご相談ください。

この措置をもっても改善されない場合は、資格証明書の交付や保険給付の一部または全部差し止め、さらには保険給付の額が滞納保険料に充てられる場合があります。☎042・470・7732

かけこみハウス
市では、各中学校地区がけこみハウス実施委員会(構成員はPTA、学校、

表 認可外保育施設一覧

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	定員	
東京都認証 保育所A型	東久留米プチ・クレイシュ	東本町15-2 プランシール第3 東久留米1階	042・475・0770	0~5歳	30人
	ぼけっとランド南沢	南沢5-17-62 イオンモール内	042・451・7138		40人
企業主導型 保育施設	BunBun 保育園	本町3-9-1 日神パレスステージ102-2	042・472・4113	0~2歳	12人
	BunBun 保育園Ⅱ	幸町3-2-3	042・479・4115	0~5歳	30人

を提供する、内閣府の定める基準を満たした施設の子育て支援施設給付係 ☎042・470・7745

かけこみハウス
地域の皆さんのご参加・ご協力があるからこそ、子どもたちを犯罪の危険から守ることが出来ます。協力家庭を随時募集していますので、子どもたちを地域で守る「かけこみハウス」へのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

かけこみハウス
現在、市内全域に約1600件の登録があり、目印として玄関などに黄色いステッカーを表示しています。

5年度市立小・中学校 連合作品展・連合書写展

☎指導室指導係 ☎042・470・7781

市立小・中学校の児童・生徒の造形・絵画・書写の力作が一堂に会した作品展・書写展を開催します。

📅 2月23日(金・祝)～25日(日)午前9時～午後4時
📍 旧下里小学校体育館
👉 室内履き、外履き入れ
📌 駐車場はありません。自転車または公共交通機関をご利用ください
📅 当日会場で



過去の様子



認知症サポーター養成講座

認知症は誰でもかかる可能性のある病気です。たとえ認知症になっても、地域のサポートがあれば、住み慣れた地域で暮らすことができます。認知症を正しく理解し、認知症の方やご家族をあたためたい目で見守る「心援者」として認知症サポーター養成講座を受講しませんか。認知症の予防方法も一緒に学びます。

日3月13日(水)午後2時～4時(1時半から受け付け) 場市民プラザホール(市役所1階)

市内在住・在勤の方で認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

定先着30人 他▼受講修了者には、「認知症サポーターカード」を進呈▼在宅介護支援センター主催

申2月15日(水)～29日(木)に電話で在宅介護支援センターへ。手話通訳が必要な方は、住所・氏名・生年月日・FAX番号を記入の上、FAXで送信を

問同センター ☎042・479・0800、FAX 042・479・0801

小児慢性特定疾病医療費助成

この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童

について医療費負担の軽減を図るものです。既に医療券をお持ちの方も、毎年更新手続きが必要です。有効期限が切れる前に手続きをしてください。

問障害福祉課 ☎042・470・7747、FAX 042・470・8181

在宅療養シンポジウム「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるために」

東久留米で活躍している医師から自宅で受けられる医療や終末期のことについての講演や訪問看護などの多職種を交えた「本人の希望に沿った自宅での過ごし方」についてトークセッションを実施します。

日3月14日(木)午後2時～4時(1時半から受け付け) 場市民プラザホール(市役所1階)

市内在住・在勤の方で認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

定先着80人(要事前申し込み) 師高世秀仁氏(東久留米なごみ内科診療所医師)

他▼受講修了者には、「認知症サポーターカード」を進呈▼在宅介護支援センター主催

申2月15日(水)～29日(木)に電話で在宅介護支援センターへ。手話通訳が必要な方は、住所・氏名・生年月日・FAX番号を記入の上、FAXで送信を

問同センター ☎042・479・0800、FAX 042・479・0801

この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童

について医療費負担の軽減を図るものです。既に医療券をお持ちの方も、毎年更新手続きが必要です。有効期限が切れる前に手続きをしてください。

消防団員の表彰・感謝状の贈呈

1月7日に開催した消防団出初式で、永年にわたり地域防災に尽力された消防団員の功績に対し、次のとおり表彰状・感謝状が贈られました(敬称略)。

問防災防犯課 ☎042・470・7769

■永年勤続表彰

- 40年永年勤続 村野清(第六分団)、小川新吾(第八分団)
30年永年勤続 小宮光夫(副団長)、河井清(第一分団)、松浦政雄・秋野昌広(第二分団)、高橋広一(第三分団)、佐々木明・影山安雄(第九分団)
25年永年勤続 伊藤賢一(第一分団)、矢口雅也(第五分団)
20年永年勤続 神谷隼平(第二分団)、篠宮善幸・篠宮貢(第四分団)、名古屋栄司・石坂圭(第五分団)、橋本大(第七分団)、奥住真司・内田大輔(第十分団)
15年永年勤続 岡野利幸・峯岸洋治(第一分団)、加藤敦嗣・浜上崇(第二分団)、曾根洋平(第七分団)、島崎勇人(第八分団)
10年永年勤続 新倉聡・峯岸啓太(第一分団)、横山重昭・小野塚将志・守谷健太(第三分団)、細谷高志(第五分団)、本村淳一(第七分団)、大島洋樹(第九分団)、小山裕城・奥住駿文(第十分団)

■退団感謝状

- 消防団長感謝状 秋田晃・秋田英雄(元第六分団)、根本喜代孝(元第七分団)

さいわい福祉センター「さより織り講座」受講者募集

毎月第2・第4火曜日午前10時～正午

場さいわい福祉センター 市内在住で知的障害または身体障害をお持ちの15歳以上の方

定若干名 費材料費(実費) 他見学希望者はお問い合わせください

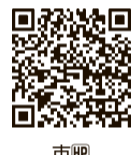
申同センター ☎042・477・2711(平日午前9時～午後5時)

住環境

2月23日金祝のごみ収集

2月23日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目

が戸別収集です。ごみ収集日や分別な



どのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

問ごみ対策課 ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118またはインターネット)

春の火災予防運動と令和5年中の火災の実態

3月1日(金)～7日(木)は「春の火災予防運動週間」です。令和5年中に市内で発生した火災は49件で、前年より8件増加しました。火災を防ぎ、被害を最小限に抑え、尊い命を守りましょう。

火災原因ごとの対策

- 放火II家の周りに段ボールなどの可燃物を放置しない
たばこII後始末を確実に
コンセントの過熱IIコンセントを確認し、溜まって

安全・安心まちづくり講演会

市内において特殊詐欺被害や空巣、自転車盗難、また痛ましい交通事故なども発生しています。このような犯罪や交通事故などの被害・事故を防ぐため、「安全・安心まちづくり」講演会を開催します。

日3月8日(金)午後1時半～3時半 場市民プラザホール(市役所1階)

市内在住・在勤の方で認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

定先着100人 師田無警察署員および市消費者センター相談員

他▼市安全・安心まちづくり推進協議会主催▼手話通訳あり

申当日会場 問防災防犯課 ☎042・470・7769

3月の無料相談

Table with columns: 相談内容(定員), 相談日, 時間, 相談員, 予約開始日時, 場所, 問い合わせ先. Lists various consultation services like legal, tax, and housing.

Table with columns: 相談内容, 相談日, 時間, 相談員, 場所, 問い合わせ先. Lists specific consultation sessions like disaster prevention and education.



お知らせ

第1回市議会定例会

6年 第1回市議会定例会が2月28日(水)～3月26日(火)の日程で開催の予定です。市長の施政方針演説が2月28日(水)、施政方針に対する総括代表質問が3月1日(金)、一般質問が4日(月)～7日(木)、常任委員会が11日(月)～13日(水)、予算特別委員会が14日(木)～21日(木)の予定で、いずれも土曜・日曜日・祝日は休会。

開議会事務局 ☎042・470・7789

都営住宅(東久留米市地元割当)の入居者募集

2月19日(月)から都営住宅のシルバークリア(高齢者集合住宅)の入居者を募集します。

種類・対象①単身者向け▼大門口二丁目(大門口2-12) ②二丁目(1DK)▼中央二丁目(中央町2-13) ③二丁目(1DK)▼幸町二丁目(幸町1-11) ④二丁目(1DK)▼幸町二丁目(幸町1-11) ⑤二丁目(1DK)▼幸町二丁目(幸町1-11)

※今回2人世帯向けの募集はありません。

申込資格申込者が市内に継続して3年以上居住していること、65歳以上であることなど。詳細は募集案内をご確認ください

※2月上旬に実施された都の定期募集に申し込んでいない場合でも申し込み可能です。両方に当選した場合には、どちらか一方を辞退する必要があります。

案内配布期間・場所2月19日(月)～3月5日(火)(閉庁日時を除く)に、都市計画課(市役所5階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで

申込方法・期限3月5日(火)までに(消印有効)、募集案内に同封の申込用紙・封筒に必要事項を記入の上郵送、または直接同課窓口へ持参を

同課計画調整担当 ☎042・470・7762



職員募集

交通擁護員(会計年度任用職員)の募集

任用期間任用の日3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)勤務時間月曜～金曜日、週3～5日。午前7時半～8時半および午後1時～4時(勤務校により異なります)勤務内容児童の登下校時における交通安全管理

勤務場所各市立小学校の通学路

募集人数若干名報酬など▼午前11時給1201円▼午後11時給1101円

応募書類市販履歴書(写真貼付)市販履歴書(写真貼付)に勤務可能エリア・勤務可能

日時・通勤手段(徒歩・自転車)・電話番号・経歴などを記入の上、郵送(〒203-18555、教育部学務課宛)または直接同課(市役所6階)へ持参を

同課学事係 ☎042・470・7779

同課学事係 ☎042・470・7779

交通・労務災害遺児サポート事業

交通事故や労務災害により父母のどちらか、または両親を亡くされた市内在住の方に進級祝い金、入学準備金を差し上げます(生活保護世帯を除く。父母が再婚している方も対象外)。

◎進級祝い金

対4月に進級する小学新2年～新6年生と中学新2・3年生の児童・生徒

金額お子さん1人に対し1万円

◎入学準備金

対4月に小・中学校、高等学校(技能習得を目的とし、就学期間が1年以上の各種学校を含む)へ入学する児童・生徒

金額小学校が4万8000円、中学校が5万4000円、高等学校が12万円

議会事務局(わくわく健康プラザ2階。土曜・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時)、または中央町地区センター(火曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

同協議会総務担当 ☎042・471・0294

同協議会総務担当 ☎042・471・0294

古い支度講座「楽しく学ぶ成年後見制度」

成年後見制度は、判断能力に不安がある方でも安心して生活を送れるよう、本人の財産管理や福祉サービスなどの利用契約、各種支払いなどを支援する制度です。寸劇でわかりやすく説明する講座を開催します。

対3月5日(火)午後2時～4時

場市民プラザホール(市役所1階)

対東京司法書士三多摩支会后見対策委員会所属の司法書士による寸劇「成子と後見物語」

対市内在住の方

対先着40人

対2月29日(木)までに市社会福祉協議会へ電話☎(042・479・0294)、FAX☎(042・476・4545)、または申し込みフォームから申し込みを



申し込みフォーム



市民伝言板(前期分)の受け付け開始と申し込み方法の変更について

広報ひがしくるめ「市民伝言板」の前期分(6年4月15日号～10月1日号)を3月1日(金)から受け付けます。

◎申し込み方法を変更しました

市民伝言板の申し込みは、これまで窓口を持参する方法のみで受け付けていましたが、今回から原則、申し込みフォームからの電子申請に変更します。場所を問わずいつでも申し込み可能になるため、ぜひご利用ください。

注市HPで掲載にあたって条件などの詳細を必ずご確認ください

申3月1日(金)午前8時半から、市HPの申し込みフォームで。先着順で受け付けます(郵送、電話、FAX、メールでの申し込みはできません)

※申し込みフォームでの申し込みが難しい方は、窓口でも受付が可能です。

問秘書広報課広報係 ☎042・470・7708



市HP

第28回東久留米市環境フェスティバル 出展者募集

問環境政策課 ☎042・470・7753

6月(環境月間)に開催する環境フェスティバルは、今年で28回目を迎える環境イベントです。皆さんの日頃の環境に関する活動や取り組みを広く知ってもらえる機会です。ぜひご出展ください。

応募資格テーマ「未来へ残そう 水とみどりの美しいまち」に沿った環境に関する展示やイベントの実施が可能で、次のいずれにも参加できる市内在住の個人、団体、事業者、学校など

▼事前説明会(市役所にて5月21日(火)午後6時から2時間程度)

▼環境フェスティバル当日(6月8日(土)・9日(日))と準備(7日(金))

場市民プラザ(市役所1階)他

他▼出展者につきパネル1枚(展示面は縦120cm×横180cmまたは縦117.5cm×横117.5cm)と長机1台(横180cm) ※数に限りがあるため、申込者数によっては調整させていただくことがあります。

申3月8日(金)までに(必着)、申込書に必要事項を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所環境政策課宛)、☎(kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)、FAX(042・470・7809)、または直接同課(市役所5階)へ持参のいずれかの方法で提出を。申込書は2月15日(木)から市HPで公開予定



Instagramで参加

「#未来に残したい東久留米の風景」をテーマに、写真を投稿してシェアしませんか。詳細は市HPをご覧ください(投稿の際にはSNSのルール、マナーを守って投稿してください)。

市民伝言板

会員募集

◆[NHKラジオ英会話]練習会=日 月 3回。原則土曜日午前10時15分～11時45分 場 東部地域センター 費 会費月1,500円 他 NHKテキスト「ラジオ英会話」を使って英語を話す練習。初級中級 問 042・473・2095

◆仙武館空手道教室(松濤館流)=日 毎週日曜日午前10時～午後0時半 他 南町小学校体育館 入会金5,000円、会費月3,000円 他 小学生以上。体験入門から始められて納得の上ご入会下さい 問 土居 ☎042・475・9375

催し

◆なんでも相談会(東久留米生活と健康を守る会)=日 2月20日(火)午後1時半～3時 場 南部地域センター 他 生活保護、介護保険、共同墓所、終活等なんでも相談会 問 乾 ☎080・1210・5286

◆竹田悠一郎ピアノリサイタル(竹田ピアノ教室)=日 2月18日(日)午後3時半開演(2時45分開場) 場 生涯学習センターホール 入場料3,000円、中学生以下2,000円 他 「幻想即興曲」「月の光」「悲愴」ほか。東京藝大卒業生が贈るクラシック 問 竹田 ☎080・9278・3073

交通ルールを学ぼう みんなで交通安全！

「新入学児童交通安全の集い」を開催します

東久留米自動車教習所、田無警察署および関係団体の共催による「新入学児童交通安全の集い」を開催します。参加賞も用意していますので、ぜひご参加ください。

📅 4月2日(火)午後1時半～4時

📍 東久留米自動車教習所

※雨天時は、生涯学習センターホールで実施します。雨天時の会場確認については、当日午前10時以降に同教習所(☎042・471・2915)へ問い合わせてください。

📌 ▼信号の見方や交差点の渡り方の実践 ▼ダミー人形を使っての飛び出し事故・巻き込み事故の再現実演 ▼人形劇を通しての交通ルールや交通事故の危険性の学習など

👤 新入学児童(6年4月に小学校への入学予定のお子さん)

📄 3月22日(金)までに、市🏢または、各小学校で開催する「新1年生保護者説明会」で配布する参加申込書に保護者の氏名・入学する学校名・新入学児童のほかに同伴するお子さんの人数・住所・氏名・電話番号を記入の上、市管理課宛てFAX(042・470・7809)または📧(kanri@city.higashikurume.lg.jp)で送信してください。

※電話での申し込みはできません。

📞 田無警察署☎042・467・0110または市管理課管理調整担当☎042・470・7764



令和5年の市内交通事故

令和5年の市内における人身事故件数は153件で、前年より36件増加しました。

中学生以下のこどもが関与する事故は15件、65歳以上の高齢者が関与する事故は56件ありました。また、自転車に関与する事故は60件で、皆さんの身近な移動手段である自転車が当事者となる事故が、事故全体の4割程度を占めていました。

市では、春・秋の全国交通安全運動や冬のTOKYO交通安全キャンペーンを通して、交通ルールの遵守や交通マナーの実践を習慣付ける啓発活動を実施しているほか、警視庁が発行する交通安全情報を市🏢上に掲載して交通安全意識の啓発に努めています。今後も市内の交通事故を減らしていくために各種啓発活動に努めます。

📞 管理課管理調整担当☎042・470・7764

表 市内交通事故件数

項目	令和5年	令和4年
事故件数	153件	117件
子供関与事故件数	15件	6件
子供関与率	9.8%	5.1%
高齢者関与事故件数	56件	39件
高齢者関与率	36.6%	33.3%
自転車関与事故件数	60件	52件
自転車関与率	39.2%	44.4%

ペットの飼い主の皆さんへ

飼育マナーとルールの確認を

📞 環境政策課☎042・470・7753

ペットは私たちの生活に癒しや安らぎを与えてくれる大切な存在です。しかし、一部の飼い主の無責任な行動などから、市には、犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる苦情が後を絶ちません。苦情の多くは、飼い主のマナー次第で解決するものです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。



市🏢

🐶の飼育の注意点

■ 鳴き声に注意を

犬の鳴き声について、飼い主は気にならなくても不快に感じる方はいます。犬が鳴く原因を取り除くなどの工夫をし、近隣の迷惑にならないようにしましょう。

■ 散歩時のルール

① 犬をリードでつなぎ、手を離さない

都の条例により犬をリード(引き綱)から放すことは禁止されています。小型犬であっても「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人がいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短く持ちましょう。

② 声の大きさに注意し、交通ルールを守る

早朝や深夜の散歩時に大声で話をしたり、道

路いっばいに広がって散歩をすると、周囲に迷惑が掛かります。交通ルールなどを守って、ペットも飼い主さんも安全に散歩をしましょう。

③ ペットの排泄物はきちんと後始末を

ペットのおしっこはすぐに水で流し、ふんは持ち帰りましょう。市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」で飼い犬などのふんを放置することを市内全域で禁止しています。

自宅内でもトイレができるようにすることで、雨の日など散歩に行けない時に排泄を我慢することがなくなります。



性格が穏やかになるとともに、生殖器などの病気になる心配も少なくなります。

■ 飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(野良猫)に、不妊・去勢手術をせずに餌だけ与えていると、猫はどんどん増えてしまいます。餌を与えている方は、次のことを心がけ、愛情と責任をもって猫に接しましょう。

- ・今以上に猫が増えすぎないように不妊・去勢手術をしましょう。
- ・置き餌をせず、食べ残しは片付け、いつも清潔にしましょう。
- ・ふんがあればすぐに始末しましょう。
- ・近所の人たちとコミュニケーションをとり、地域から理解が得られる努力をしましょう。

■ 正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは、共に暮らし心を通い合わせられる命ある存在です。動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます(5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。また、誤った飼い方は近隣の方とのトラブルが生じる原因にもなります。飼い主は責任と愛情を持って終生飼育しましょう。

■ 災害に備える

災害が発生し、家の倒壊などで避難が必要なときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。普段から「人や他の動物を怖がらない」「嫌がらずにケージに入る」「トイレは決められた場所です」などのしつけをしておきましょう。動物のための防災用品(10日以上のご飯と水など)も用意しておきましょう。また、あらかじめ、防災マップなどで避難場所などを確認しておきましょう。

市ではペットの防災についてパンフレットを作成しています。環境政策課(市役所5階)での配布の他、市🏢からもご覧いただけます。

■ 身元の表示

迷子になったペットは、飼い主のもとに戻れないケースが多く、警察署や動物愛護相談センターに保護され、飼い主が見つからないと動物愛護相談センターなどに収容されてしまいます。

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを着けましょう。マイクロチップの装着も効果的です。

🐱の飼育の注意点

■ 猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいといえます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、つめとぎなども用意しましょう。



■ 望まない猫の繁殖を防止する

猫は年2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで、